

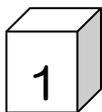
高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<29号>> 2014年5月15日発行

【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治 〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(891)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

ホームページURL:http://takamatsu-haken.jimdo.com/ 弁護士ブログURL:http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/



第4回口頭弁論&報告集会

4月21日(月) 14:30~ 於:高松地方裁判所 6階 第1号法廷

1回目の口頭弁論から1年経った4月21日に、第4回口頭弁論が行われました。4回目になると、裁判所職員の対応もスムーズになり、傍聴者もそれに合わせて落ち着いた行動をとっていました。法廷内では、情報保障の為の調整も粛々と行われ、聞こえないことへの理解・配慮が浸透していると感じました。

50名を超える傍聴者の見守る中、今回は、書面の提出のみとなり、裁判長から、「高松市の派遣要綱も改正されたので、和解をしてはどうでしょうか？」との和解勧告があり、原告側・被告側ともに和解協議に入ることに合意しました。そして、6月2日非公開の形で、和解協議を行うことに決定しました。30分足らずの時間でしたが、今後、和解に向けての協議が始まるという事は、大きな展開であり、明るい笑顔がそこここで見受けられました。

同日 15:30~ 於:香川県弁護士会館 5階 記者会見&報告集会

口頭弁論終了後、弁護士会館(5階)へ場所を移し、記者会見・報告集会が行われました。記者会見では、まず、田門弁護士から今回の概要や和解についての説明があり、その後、記者団からの質疑応答に入りました。記者団からは、高松市の手話通訳派遣要綱が改正されたことの意義とは?メリットとは?要綱が改正されて、今感じる事は?他県での状況は?前例はあるのか?等、沢山の質問が出ました。

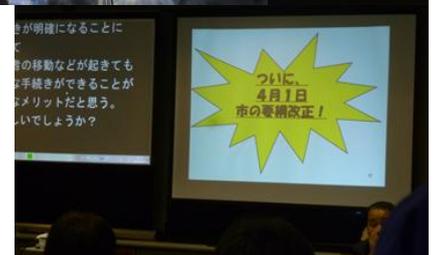
「ろうあ者にとって、手話は言語」

「いつでも・どこでも・どんなことでも手話通訳の保障が付くことは、ろうあ者の人権を守る事」

「皆の力が一つになって、今回の改正に繋がった」

「このような形で要綱が改正されたことは、前例のないこと、日本で一番良い前例にする為にも、今後は和解協議に力を入れていきたい」

「このことをきっかけに、ろうあ者が利用しやすい派遣制度を全国に広めていきたい」等を強く訴えました。



記者会見後の報告集会では、まず池川さんが皆さんへのお礼と今の心情を、「今回の結果は今までの運動の成果であり、決して私一人の力では成し得なかったこと」「要綱改正で安心して手話通訳の申請ができるようになったことは、ろう者にとって本当にうれしいこと」と話した後、今までの支援のお礼と和解に向けた協議が続くため今後の支援をお願いし、話を終えました。

全日本ろうあ連盟石野富志三郎理事長、全国手話通訳問題研究会原田洋之理事から激励のあいさつを頂きました。あいさつの中で、池川さんの提訴から今日までの一貫した揺るぎない思いに対して、素晴らしいことでこの思いが良い結果につながった。また高松市の要綱が全国に与える影響が大きく、今後高松市の要綱を良い前例として、全国各地での要綱改正につなげていく必要があると話されました。その後参加者から、「手話通訳者が必要なのはろう者だけでは



はなく聞こえる人達にも必要はらず、そのことも今後の和解協議の中でも訴えてほしい」との意見や「通訳派遣の範囲の制限がなくなるのはいいことだが、自分の地域趣味や習いごと、ペットに関する事などに手話通訳が使えるのか」と言った自分たちの地域では今後どうなっていくのかと不安と期待が入り混ざった意見もでした。参加者の表情は今回の事で終わりではなく始まりであり運動はまだまだ続けていかなければとの決意が表れていました。

2 第4回の口頭弁論を終えて



高松市の手話通訳派遣を考える会
代表 近藤龍治

全国の皆さん、これまで池川さんの裁判への支援、カンパのご協力を頂きありがとうございます。

先日の裁判で裁判官から和解の提案がありました。

このことは、私たちにとって喜ばしいことで、感慨深いものでした。それは今年の4月から高松市の手話通訳派遣の要綱が大きく変わったことにあります。今までは市外派遣は認めない等様々な制限がありました。改正された要綱では、それらの制限はなく概ねすべてにおいて手話通訳の派遣が認められるようになりました。

このことは、ろう者の社会参加の機会がひろがり私たちにとって嬉しいことでした。今まで社会の中でろう者は様々な障壁に大変苦しんできました。今回の事が、その障壁を取り除き、ある意味

聞こえる人と対等に社会参加ができるようになったと言えます。しかし、まだまだ残された課題は多く、少しずつ改善していけるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、今回このように良い結果となったことは、皆さん方のご支援のおかげだと感じています。1人の力では成し得なかったことも、たくさんの人の団結により成し得たことだと心から感謝しています。

今後は和解に向けての協議が始まります。引き続き皆さんのご支援をよろしくお願いします。また、今回の高松市の要綱改正がきっかけとなり全国各地でも要綱が改正されろう者が当たり前前に安心して暮らせる社会を目指して一緒に頑張っていきたいと思っておりますので皆さんよろしくお願いします。本当にありがとうございました。



カンパ状況の報告

カンパ額:7,469,425円(5月12日現在)

現在のカンパ額は7,469,425円(1322件)となりました。本当にありがとうございます。これからも皆様方のご支援を引き続きよろしくお願いいたします。事務局では、お名前の確認ができた方から順次掲載させていただきます。銀行振り込みについては多少お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

カンパして頂いた皆様(2014年5月12日現在) (敬称略)

(北海道)札幌手話通訳問題研究会、近藤つぐ、中村雅子(埼玉) 蓮田市聴覚障害者協会・蓮田市手話通訳問題研究会(愛知) 愛知県手話通訳問題研究会(京都) 吉田信子(香川) 中條茂、中條美津子、第4回口頭弁論期日報告集会参加者、野々口猛浩(愛媛) 第43回全国ろうあ女性集会実行委員会

皆さまのご協力、ご支援に感謝いたします。
ありがとうございました。
引き続きご支援お願い致します。



メッセージ紹介

今回も暖かい応援のメッセージをありがとうございます。その一部を紹介します。
・今後の課題は、登録通訳者とコーディネータ(調整係)の心と体の健康を考えたよりよい派遣制度作りだろう。

全国の関係団体に配布したDVD「聞こえるお母さんと同じように～私も聴きたい～」の購入についての問い合わせが多くありました。考える会で検討した結果、支援カンパ2,000円+DVD1,000円の3,000円(送料込み)でお送りいたします。

支援カンパ振替用紙の通信欄に「DVD希望」と書いて送金して下さい。

支援カンパは、1口2,000円です。《複数口でも可能です》

振込先：ゆうちょ銀行

口座名称：高松市の手話通訳派遣を考える会

振替口座記号番号：01630-2-108487(郵便局)

※他の銀行からは

(ゆうちょ銀行 店名 六三八 普通130885)